銀　行　等

提出書類について

**１　工事請負契約書案の提出時**

⑴　落札後、銀行等へ保証の申込みを行うこと。

⑵　保証の申込みを行う場合、以下の点に留意すること。

1. 保証書の宛名の欄には、山都町長　坂本　靖也　と記載すること。
2. 保証金額は請負代金額の10分の１以上の金額とする。
3. 工事名の欄には、工事名及び工事番号が記載すること。
	1. 保証履行債務の請求の有効期間は、保障期間経過後６箇月以上確保されるものとすること。
	2. 保証期間については、工期の末日の予定日以降を保証期間の末日とすること。

**２　工事完成時**

1. 当該工事のしゅん工認定を受け、工事請負代金の請求書を提出するときに、契約時に提出した銀行等の保証に係る保証書の返還を受けること。保証書の返還と同時に保証書に係る受領書（別紙１）の提出を求めるので記名押印をしたものを準備し持参すること。

⑵　返還を受けた銀行等の保証に係る保証書は、必ず保証を受けた銀行等に返還すること。

（別紙１）

**保証書に係る受領書**

１　工　事　番　号　　　　　　　　　　第　　　　　　　　号

２　工事名

上記工事に係る保証書（変更契約書がある場合には変更契約書を含む。）を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　商号又は

　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　山都町長　　　　　　　　様